

自動車税還付金の受領に関する委任状

平成 年 月 日

徳島県東部県税局長 殿

自動車登録番号 徳・徳島

還付理由 抹 消 ・ 二 重 払 ・ その他 ()

発生年月日 平成 年 月 日

委任者 郵便番号
(納税義務者) 現住所
氏 名 印
電話番号

私は、上記自動車に係る自動車税還付金の受領に関する一切の権限を次の者に委任します。

受任者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

口座振込指定金融機関

金融機関名	銀行・組合 金庫・農協	本店・支店 支所
預金種別	普通・当座	口座番号
口座名義(カナ)		

注 意

- 1 法人の場合は代表者印を押印してください。
- 2 委任者には委任状提出確認通知書を送付します。ただし、実印を押印した場合で印鑑登録証明書（発行後3ヶ月以内、コピー可）の添付があった場合は、委任状提出確認通知書の送付を省略します。
- 3 委任者の印鑑が認印の場合は、抹消した月の月末(月末に抹消した場合はその翌日)までに、実印の押印及び印鑑登録証明書添付の場合は、抹消した月の翌月10日までに提出してください。それ以降に提出された場合は受付できません。
- 4 委任者の現住所が、納税通知書の記載と異なる場合は、住民票等異動経緯の分かる書類（コピー可）を添付してください。
- 5 委任状を提出されても、委任者に県税の未納の徴収金がある場合は、地方税法第17条の2第1項の規定により、当該未納の徴収金に充当されるため委任状の受任者に還付されない場合があります。
- 6 委任状提出先・問い合わせ先

〒779-1193 徳島市応神町応神産業団地1番地5 徳島県東部県税局 自動車税庁舎
電話 088-641-2323